

No.	頁	項目	意見等	考え方
1		全体	全体的に現段階で市当局よりコミュニティ組織に対する期待度が高すぎます。中間報告を一読した結果、これから先何年もかけて行うべき事項なので、先にこのような報告書を見ると壁が高すぎて気おくれする感があります。	本ビジョンについては、今後それぞれの地区において作成する「地域づくり計画」策定の参考事例となるよう、今後10年間の市が考える地域コミュニティの将来像、それを実現するための方策など地区のめざす基本的方向性を示すものです。
2	8	第2章-1-(3) 子育て	地域で育てる子ども達について、コミュニティでは乳幼児対象の委託事業を実施しています。しかし、委託事業は今年度限りの取り組みと聞き、家庭からの子育て支援の強化を望む声とは逆行していると感じます。地域、行政ともに子ども達を育てる観点から、今後いかに楽しく集い、交流できる場をつくるか課題であり、さらに子育て支援の強化が望まれます。	既存事業の見直しにより、委託事業自体は今年度限りではありませんが、今後も地区のニーズに応じて独自事業として実施することが望ましいといえます。市としても、それに対する支援を検討します。
3	9	第2章-1-(4) 学校教育	不登校生徒数の増加、人間関係や学校生活への適応状況・・・等の問題について、小中連携のなかでどのような解決策を見出すか。また、豊岡小学校では中学の進学先が南北中と2分されており、子ども達の人間関係に支障が出ている現状があります。教育委員会として校区の一本化について、早急に地域の声、調査検討をすべき時と思います。	本市では豊岡の未来を創造する子どもの育成と、豊岡市の3つの教育課題(不登校・学力の二極化・特別な支援が必要な子どもへの教育的ニーズに対応する問題)の改善のため、豊岡市小中一貫教育「豊岡こうのとりのプラン」を推進しています。今後も地域への聞き取りや調査検討については、教育委員会を中心に進めてまいります。
4	9	第2章-1-(4) 学校教育	港東小学校・港西小学校どちらも10年間で生徒数が半減、今後も生徒数の減少が予想され、港中学校を含めクラブ活動(団体競技)等支障が出ております。少人数のメリットもありますが、デメリットも多くあります。地元としては学校の存続を望んでおりますが、豊岡市(行政)は統廃合について生徒数等基準を設けておられるのでしょうか。	統廃合に関する具体的な基準は、様々な要因から総合的に判断されるものであり、本ビジョンにおいては回答を控えたいと思います。
5	12	第2章-1-(6) 健康福祉	港地区は隣近所同士の付き合いが残っており、要介護者等は元気な人が見守り、助けあっていました。高齢化の進行により今まで援助していた人が援助される側に代わるケースが多くなっています。これからは福祉・介護施設の充実、行政の人的支援、指導等をお願いする必要があると思います。	市では高齢者が地域とのつながりを維持しながら、必要な支援を受けられるよう、地域の実情に合ったサービス提供が行われています。地域コミュニティ組織に対しても、福祉担当課より制度の周知や支援を行っていきます。
6	16	第2章-1-(8) 伝統文化	・地域の伝統文化の大切さをPR、啓蒙推進する。 ・地域の活性化につながる伝統行事等のあり方について、話し合える場の設定。 ・祭り等は地域を盛り上げる重要なツールであり、復活できるものは積極的に取り組む方向を。 ・若者の参加促進の方策を探る必要性。 以上のこと等を念頭に、コミュニティを活用して地域、地区間の連携を深め、「地域の宝もの」の再発見を期待します。	ご指摘のように、地域活性化のために「伝統・文化」は欠かせない要素であると認識しています。
7	26	第2章-2-(2)-③ 地域コミュニティ組織による事業の実施	あり方方針では「地域振興」、「地域福祉」、「地域防災」、「人づくり」の4つの分野をコミュニティ組織が担うと明記されていますが、どの範囲までコミュニティが入れるものか不確定であり、行政、社協、消防との役割分担も必要となってくる。コミュニティ組織では大したことはできないと思います。	4つの分野については将来的にはすべての地域コミュニティ組織が備えることを望むものですが、地域の実情や意向により、関係機関と連携を図り、できることから取り組んでいただくこととなります。
8	30	第2章-2-(3)-② 組織・役員	城崎地区では町内会長会からは会長、副会長2名、各分団より1～6部の6人に代議員をお願いしています。1年任期のため、町内会長会とは別組織でコミュニティを運営しています。町内住民へのPR不足もあるが、いまいち住民の地域コミュニティに対する認知度は低く、各部署員確保がままなりません。	平成29年度に地域コミュニティ組織が発足して丸2年が経過しましたが、まだ認知度を引き上げる努力が必要だと言えます。区長・町内会長とともに地域コミュニティの必要性と理解を深め、役員を選出について行政区との協調関係を築くことが求められます。
9	34	第2章-3-(1) 財政支援(交付金の交付)	「宗教や政治目的の活動以外であれば、その用途に制限はなく」とあるが、現在の部会員には区から手当が出ているので問題はないと思うが、各種主体の参画でグループをつくった場合、その労苦に報いるために、年度末に「ご苦労さん会」等とした場合の飲食費も半分本人負担で開催することも考えられるし、現在そのようにしている協議会もあるようです。交付金の使い方としてよいかどうか(問題の有無など)指針を示してほしいです。	交付金の使い方としては、各コミュニティ組織で判断していただいて結構です。

No.	頁	項目	意見等	考え方
10	37	第3章-1 めざす地域コミュニティの将来像	「安心して幸せに暮らし続ける地域」づくりを理想とするとありますが、まだコミュニティというものが地域の皆さんに浸透していないのが実情です。 あれもこれもコミュニティということではなく、地域の皆さん一人ひとりが主体的に動けるよう、意識付けできたらと思います。	平成29年度に地域コミュニティ組織が発足して丸2年が経過しましたが、まだ認知度を引き上げる努力が必要だと言えます。 今後行政区との役割を整理し、地区全体で取り組むべき内容は地域コミュニティ組織で取り組むといったイメージを地区全体で共有することが求められます。
11	37	第3章-1 めざす地域コミュニティの将来像	めざす将来像の理念「誰もが安心して幸せに暮らし続けられる地域」、基本方針①住み続けられる地域の維持、②暮らしやすさの持続、③個性ある地域の誇りづくりでよいと思うが、地域住民の当事者意識を高めることがなかなか難しく、時間がかかるように思います。人によってかなり温度差があります。	
12	51 57	第4章-2-(1)-② 地域コミュニティ組織と行政区との関係 第4章-2-(3)-① 協働の推進	本会は、地域を支えてきた主要29団体及び17行政区の参画を得て、一丸となった取り組みを求めてきました。私たちの願いともいえるべき「地域に自信を 誇りと夢あるまちづくり」をモットーにしながら、喫緊の課題である「地域防災、地域福祉、地域振興、ひとづくり」にかかる第一歩計画を実践に移してきたところです。1年2年と経過する中で、各傘下団体の活動を尊重しつつ、地域課題との摺合せを重視し、団体間の意思疎通とともに相互の支え合いを大切にしてきました。 ここで言われている相互の関係ですが、課題に挑む傘下団体の組織力や課題に向き合う行政区のコミュニティの促進、充実こそが地域コミュニティの形成力を示すものであって、団体、行政区との関係を相互補完の関係と捉えるよりも、団体、行政区の活動そのものが地域コミュニティの形成活動であると考えています。それは、個々の主体となる団体や行政区の枠組みを尊重しながらも、一丸とならざるを得ない地域の厳しさ、現状が私たちの考えを裏付けるのかもしれない。	ご指摘のとおり、行政区等の役割を整理するなかで、自ずと地域コミュニティ組織の活動が明確化するとも言えます。大切なのはその役割イメージを、地区全体で共有することだと考えます。
13	55	第4章-2-(2)-③ 地域コミュニティ組織の法人化の検討	小坂地区の場合、農地保全に対する法人化の組織が考えられます。区で法人化して農地保全に取り組むことも意見として出ています。助成制度を利用して法人化しないと採算が取れないという意見も聞きます。行政へのお願いとしては、そのあたりの情報提供を積極的にお願ひしたいと思います。	法人化については取り組む事業によって、適した手法を用いることが必要です。法人化する意向の組織には、専門の相談先や助成制度の情報を提供します。
14	59	第4章-3-(1) 地域コミュニティ政策の推進に関する庁内連携	今年の3月に豊岡市都市計画マスタープランが示されましたが、その中の第4章 全体構想 8コミュニティの方針 (1)コミュニティによる地域づくりの基本的な考え方(P72)を見ると、その一文に「平成29(2017)年4月には、……今後は、地域の諸課題に対応する市民に身近な地域組織の一つとして活動を行っていくこととなっています。」というように明記されています。これを見る限り地域コミュニティ組織は、地域に存する多様な主体の一つに過ぎないこととなります。しかし、豊岡市地域コミュニティに関する条例には、第3条第1項に「……1地区につき1組織に限り地域コミュニティ組織として認定することができる。」また、第4条に「地域コミュニティ組織は、……地区全体を総合的に運営する主体として住民自治に積極的に取り組むよう努めるものとする。」と位置付けられています。にもかかわらず同プランでは、(2)コミュニティによる地域づくりの方針 イ パートナーシップによる地域振興、地域福祉、地域防災、人づくり等の地域づくり活動の推進のところ、(ア)「地域振興、……地域が主体となって取り組む地域づくり活動については、地域コミュニティ組織とのパートナーシップの下、きめ細かい施策展開を進めていきます。」と地域の運営を担う唯一無二の扱いをしています。どうしてこのような矛盾した表記になるのでしょうか。 さらに、同プランの第5章 地域別構想 2地域づくりの方針の地域別の内容を見ると、地域づくりの将来像なり、地域づくりの目標等が地域コミュニティ組織の目指すものと全く重なっています。至極当然といえば当然のことですが、コミュニティ組織とのリンクは皆無です。二つの主体から同様のものが示され、地域住民に迷いや疲労感を生むようでは、地域全体を総合的に運営する主体にはなり得ないように思われます。 今一度、地域の将来を考え、庁内連携、特に施策推進のための横断的な視点を熟慮願えれば幸いです。	都市計画マスタープランの記載については、策定委員による協議によって策定されたものであり、地域コミュニティ組織に関する運営の趣旨と大きな乖離はないと考えます。 今後も各課と調整を図り、庁内連携等の推進に努めていきます。